

令和3年1月9日

保護者の皆様

港区立東町小学校
校長 羽田野庸史

緊急事態宣言下における教育活動と感染症対策

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、1月7日（木）、1都3県に1月8日（金）から2月7日（日）までの緊急事態宣言が発令されました。このことを受け、港区は、昨日、緊急配信メールで「国の緊急事態宣言が発令されている期間中は、幼稚園、小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で教育活動を行います。」との基本方針を示し、具体的な対応策を示しました。このことを受けて、本校でも、緊急事態宣言発令中は、下記のように、これまで以上に感染症対策を徹底した上で、教育活動を継続していくこととします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、保護者の方が児童を登校させなかった場合も、これまで同様、欠席扱いとはせず、「出席停止」扱いとします。

記

1. 教育活動の基本方針

以下の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続します。

- (1) 飛沫感染のリスクが比較的高い教育活動を中止または短時間で実施するなど、感染症対策を強化します。
- (2) 学校での感染を防ぐため、家庭における感染防止の徹底をお願いします。また、児童及び教員など日常的に在校している人以外の来校を制限します。

2. 児童に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用の再確認
- ・ 毎朝の検温、健康観察の徹底（体調不良の症状が見られる場合は無理せず休養）
- ・ 教室等における密集の回避（児童同士の間隔を可能な限り確保）
- ・ 教室の換気については、授業の始めまたは授業中、または授業後に数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを徹底

(2) 学習活動について

①感染症対策を講じても、飛沫感染の可能性が高い学習活動を中止します。

- (例) ・音楽における歌唱の活動や鍵盤ハーモニカ、リコーダー等を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
 - ・体育における身体接触を伴う活動

②感染症対策を講じても、飛沫感染の可能性が高い学習活動は短時間実施します。

- (例) ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・児童が対面で操作したり、顔を寄せ合って観察したりする実験や観察、実習

③オンライン学習等の実施に向けた準備

- ・学校を欠席している児童に対し、タブレット端末を活用したオンラインによる個別面談等の実施
- ・今後、感染の状況が悪化した場合に分散登校となることも想定し、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせた学習を実施できるようオンライン学習等の実施体制を検討

(3) 学校行事等について

- ・保護者会や学校公開等、児童及び教職員以外が複数来校する行事などを原則として中止します。
- ・クラブ活動や委員会活動等、児童が学年を超えて一堂に集まって行う活動を中止します。

(4) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を徹底
- ・児童が対面して喫食する形態を避け、対面にせざるを得ない一部教室については、パーテーションを設置して、飛沫防止を講じ、会話はしないよう指導を徹底
- ・休憩時間もマスクを着用して過ごすものとし、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を徹底
- ・児童による清掃は、中止します。

3 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

感染者の感染経路において、家庭内感染が最も多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないよう、家庭での感染予防の取組を徹底するようお願いいたします。

- ・3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用の徹底
- ・毎朝の検温、健康観察の徹底（家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合、児童は無理をせず休養させてください。）
- ・十分な換気
- ・手が触れる場所などの消毒
- ・タオルなどの共用の回避
- ・午後8時以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの徹底

(2) 家庭から学校への連絡の徹底

- ・児童及び家族等の同居者が、以下の場合、速やかに学校へ連絡をお願いします。
 - ・PCR検査を受けた場合
 - ・濃厚接触者と判定された場合
 - ・「陽性」と判定された（感染が判明した）場合

感染症対策

*全体を通じて

- ・児童は、登下校も含め、校内では、基本、マスク着用とします。教員も、マスクを常時着用とし、個別指導の場面では、さらにフェイス・シールドを着用します。
- ・児童は、毎朝夜、検温と健康観察を行い、健康カードに記入をし、登校後、担任に提出してください。発熱があったり、風邪症状があったりした場合は、無理をして登校させないでください。教員も毎朝、検温、健康チェックを行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤しません。
- ・トイレや校庭の遊具、ドアノブや手すり、水道の蛇口は、こまめに消毒するとともに、児童下校後は、教室も毎日、消毒します。
- ・登校後、児童に発熱等認められた場合は、保健室とは別室で看護し、保護者の方に迎えに来ていただきます。

*登校時

- ・8時10分前に登校した場合、雨が降っていない時の待機場所は校庭、雨が降っている時は早目に教室に入室させ、密を避けます。各ご家庭においては、8時10分～20分の登校にご協力いただき、登校前の密の回避にご協力ください。
- ・正門と通用門の2ヶ所から登校できるようにし、登校時の密を避けます。
- ・マスクを着用してこなかった児童がいた場合、マスクを配布して着用させます。
- ・校舎内に入るときは、消毒マットで靴底を消毒します。
- ・検温をしてこなかった児童は、保健室で養護教諭が非接触型体温計で検温をします。
- ・教室内に入るときは、全員、手洗いをしてから入ります。
- ・現在、港区としてサーモグラフィの導入を進めているところです。

*朝会・集会時

- ・全校朝会、児童集会、音楽朝会、体育朝会等の全校児童が集う形での朝会・集会は、当面、行いません。全校朝会は放送朝会で行います。児童集会、体育朝会は、現在、委員会活動が発足していないため、7月中は行いません。2学期以降、内容によって、低・中・高学年に分けて行ったり、校庭と体育館に分けて行ったりすることが可能であれば、そのような形で行います。

*授業時

- ・教室の座席は、可能な限り、隣同士を離します。
- ・
- ・授業中、グループやペアによる話し合いや教え合いの場面は、時間を限定して行います。

***授業（特に体育、音楽、家庭）時**

- ・プールにおける水泳学習は、行いません。
- ・体育における身体接触を伴う活動は、段階的に開始するとともに、授業後の手洗いを徹底します。
- ・音楽における歌唱の活動やリコーダー、鍵盤ハーモニカを用いる活動は、当面は、体育館などの広い場所で行うなど、環境を工夫して実施します。
- ・家庭科における調理実習は、調理器具の使用前後の消毒や器具を共有する場合の消毒を行った上で、実施します。

***休み時間（中休み・昼休み）時**

- ・休み時間は、教室の窓、ドア等を開放し、十分な換気を行います。
- ・中休みは、通常の休み時間の前にもう一つ 20 分の休み時間を設け、昼休みは、休み時間と清掃時間をセットにし、それぞれ3学年が交代で休み時間とするとともに、遊ぶ場所を校庭と体育館に分け、遊び場での密を防ぎます。

***給食時**

- ・6月に続き、7月中は、手でつかんで食べるような献立を入れていません。
- ・6月に続き、7月中は、手洗い、手袋をした上で、教職員が盛り付けを行います。

***清掃時**

- ・6月に続き、7月中の児童による清掃は行いません。教職員が教室内の消毒を行う際に合わせて清掃も行います。

***放課後**

- ・7月中の放課後遊びは、4～6年生を対象にし、1日あたり1学年のみとします。